

厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長からの「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が定める救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設について」および「（一社）日本脳神経外科学会の専門医認定制度における脳死下での臓器提供が可能な施設の取扱いの整理について」の解説

（一社）日本脳神経外科学会
理事長 嘉山孝正
脳死検討委員会 委員長 小笠原邦昭

先般、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長から上記の通知が本学会にきました。本通知の意味は以下の通りとなります。

- ・ 本学会の専門医のための制度が厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」にも使用されている。
- ・ 本学会の専門医のための制度が専門医機構の制度改革にもなっており、年々改変されているにもかかわらず、厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」は改変されておらず、齟齬がある。
- ・ この「齟齬」を埋めるために、厚生労働省からの通知書の記に「一般社団法人日本脳神経外科学会による基幹施設及び連携施設の認定は、将来に向かつてのみその効力を有すること」という文を追加。
- ・ この文の意味は、具体的には、本学会の連携施設の認定は例年8月に行い、9月に公示される。しかし、認定そのものは公示時点から同年4月までさかのぼり、翌年3月までは認定される。翌年4月から8月までは暫定認定施設。ただし、所属する基幹施設の認定期間が翌年3月までの場合あるいは所属する基幹施設が連携施設に指定しない場合は暫定認定期間なし。
- ・ 一方、今回の厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」では、9月に本学会の連携施設と公示されてから翌年3月までではなく翌年8月まで脳死提供が可能。従って、翌年4月から8月までは本学会として連携施設をはずされていても脳死提供が可能。なお、9月に新規に本学会の連携施設に認定された施設の場合、8月までは、認定結果が公表されていないため臓器提供不可。

さらに、通知書の記に「日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）」とありますが、現在の脳外科学会の専門医制度では「A項」という言葉は使っておりません。これも厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」との間に齟齬があります。厚生労働省に変更をしていただくように要望しておりますが、暫くはこれを基幹施設および連携施設と読み替えて下さい。

以上